

## 一般社団法人日本カバディ協会 処分手続規程

### (目的)

第1条 この規程は、本協会の倫理規程に従い、競技関係者を処分する際の手続を定めるものとする。

### (処分の原則)

第2条 本協会は、すべて競技関係者に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

### (刑事裁判等との関係)

第3条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一案件について、適宜に、その違反者を処分することができる。この規程による処分は、当該違反者が、同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本協会以外の処分を受けることを妨げない。

### (上部団体等による処分との関係)

第4条 競技関係者が本協会が加盟する団体により処分を受けた場合、会長は倫理委員会の意見を聞いた上、第5条及び第7条の規定にかかわらず、倫理規程に定める処分のいずれかを科すことができる。

- 2 会長が前項による処分を行った場合、倫理委員長は処分の内容を速やかに理事会に報告しなければならない。

### (処分手続)

第5条 別に定める規程（通報相談窓口規程）に基づいて設置された通報相談窓口への通報等により、競技関係者が倫理規程に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会は調査を行い、調査の結果を会長に報告する。

- 2 会長は、前項の倫理委員会の調査により倫理規程に違反する行為が認められたときは、理事会の決議を経て、倫理委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案につき諮問を行うことができる。
- 3 倫理委員会は、審査終了後2週間以内に、会長に対し、書面をもって、当該事案の処分案を答申する。
- 4 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。
  - (1) 審査対象者の表示
  - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
  - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実

- (4) 処分の理由
- (5) 処分手続の経過

(聴聞の機会)

第6条 理事会又は倫理委員会は、処分を決定する前に、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設ける。

- 2 聴聞場所は、原則として、本協会所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聴いて、理事会又は倫理委員会が定める。
- 3 審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、審査対象者を聴聞することを要しない。

(処分の決定)

第7条 会長は、第5条3項の答申を受けたときは、これを速やかに、理事会に処分案を諮ることとする。

- 2 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。
- 3 会長は、前項の決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
  - (1) 審査対象者
  - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
  - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
  - (4) 処分の手続の経過
  - (5) 処分の理由
  - (6) 処分の年月日
  - (7) 審査対象者が、処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間
- 4 処分の決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。

(処分に対する不服申立)

第8条 審査対象者が処分決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して会長の行った処分決定の取消を求めて仲裁の申立を行うことができる。

- 2 本協会は、前項の申し立てをしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程の運営に関し必要な事項は、別に定める細則による。
- 2 この規程は、2022年3月30日から施行する。